

## 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります

☎介護保険料……………本所長寿介護課☎35 - 1289または各地域庁舎市民福祉課へ  
 国民健康保険税……………本所課税課☎35 - 1176  
 後期高齢者医療保険料…本所国保年金課☎35 - 1292または各地域庁舎市民福祉課へ

次に該当する方は、4月に令和5年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、令和4年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

**※現在、既に年金から差し引かれている方は…**

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引かれた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

### ■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

《介護保険料》	《国民健康保険税》	《後期高齢者医療保険料》
65歳以上の方	65歳以上75歳未満の方	原則75歳以上の方
昭和32年4月3日～10月2日 生まれで、新たに年金からの差 引きの対象となった方 →4月上旬に仮徴収額決定通知 書をお送りします	世帯主が昭和32年4月3日～10月 2日生まれで、新たに年金からの差 引きの対象世帯となった方 →2月中旬に仮徴収額決定通知書 をお送りしています	令和4年6月1日～10月2日に後 期高齢者医療制度に加入し、新たに 年金からの差引きの対象となった方 →4月上旬に仮徴収額決定通知書 をお送りします

### ■ 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方 に該当する方	①～⑤の全て に該当する方	①～③の全て に該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保 険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

### ■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税 (生年月日)	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引 きが始まる時期
昭和32年4月3日～10月2日生まれ	令和4年6月1日～10月2日	4月
昭和32年10月3日～12月2日生まれ	令和4年10月3日～12月2日	6月
昭和32年12月3日～昭和33年2月2日生まれ	令和4年12月3日～令和5年2月2日	8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

# ごみの分け方・出し方にご協力ください

固廃棄物対策課 ☎22 - 2848 または 各地域庁舎市民福祉課へ

## ■連休期間中のごみ収集

5月3日(水)～5日(金)…**収集はありません**

お住まいの区域の収集日を「ごみ収集カレンダー」で確認して、計画的なごみ出しをお願いします。

## ■資源回収にご協力ください

### ○集団回収

町内会等で、古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）・金属類・びん類などの資源ごみの集団回収が行われています。子供会、町内会等の実施団体には、回収量に応じて報奨金が交付されます。

※回収日・回収場所は町内会等の実施団体にご確認ください。新たに集団回収を開始したい場合は、廃棄物対策課にご相談ください。

### ○ごみ焼却施設での拠点回収

ごみ焼却施設では、古着・古紙・パソコン等の小型家電・水銀製品等を無料で回収しています。

■日 時 月曜～金曜日…午前8時30分～11時50分、午後1時～5時  
毎月第3日曜日…午前9時～11時30分

回収可能な品目の詳細や注意点はこちら→



## ■ごみ分別出前講座を受けませんか

職員が地域に出張し、ごみの分別などについて説明します。夜間や土曜・日曜日、祝日の開催も可能です。

■対象 市内に在住、在学または勤務している10人以上の団体等

■申込み 14日前までに廃棄物対策課へ



## 市民まちづくり活動促進事業「鶴岡まち活」

# 市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

固本所地域振興課 ☎35 - 1191 または 各地域庁舎総務企画課へ

### ■対象事業

- ①鶴岡らしさ・地域特性を生かしたまちづくり活動
- ②市施設の整備・修繕や市管理用地の利活用
- ③学生が自発的に行うまちづくり活動や地域についての自由研究など
- ④ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、100万円以上を目標に資金を募るまちづくり活動

### ■補助内容

- ①補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）
- ②補助対象経費の10分の10以内か原材料等の現物支給

③補助対象経費（上限10万円）

④クラウドファンディングでの応募寄付金額と同額

### ■事業報告会への参加

事業終了後、翌年度に開催する事業報告会で実施成果を報告していただきます。

### ○前年度の「鶴岡まち活」事業報告会を開催します

日 4月15日(土)午後2時

場 市役所本所別棟2号館21号～23号会議室

申 4月14日(金)まで本所地域振興課へ

対象主体・応募方法等詳しくは市HPへ



## 新型コロナウイルスワクチン（令和5年3月15日現在）

# 5月から令和5年春開始接種が始まります



固新型コロナウイルスワクチン接種対策室（にこ♥ふる） ☎25 - 2111内線378

### ◆接種対象者・接種券発行申請の有無

令和5年春開始接種の対象者 (初回く1～2回目)接種が完了した方)		申請の有無
①	65歳以上の方	不要
②	基礎疾患がある方（5歳～64歳）	必要
③	医療従事者、高齢者施設・障害者施設等の従事者（64歳以下）	必要

◆使用するワクチン オミクロン株対応ワクチン等

★お手元に接種券がある方はそのまま使用できますが、②・③の方で接種券がない方は、発行申請が必要です（申請は4月12日(水)から）。

○市コールセンター ☎0120 - 125 - 226へ申請

○市LINE公式アカウントからオンライン申請

○新型コロナウイルスワクチン接種対策室窓口で申請、または郵送・FAX25 - 7722で申請書を提出

★左記対象以外の方のオミクロン株対応ワクチン接種は、5月7日(土)で一旦終了します。接種を希望する方は、早目に接種をお願いします。

# 荘内病院で2つの便利なサービスが始まりました

問医療費後払いの手続き…荘内病院医事課 ☎26 - 5111内線6120  
 外来の診察状況…同院医事課 ☎26 - 5111内線6231、同院総務課 ☎26 - 5111内線6327

## 1. 医療費後払いの手続きをすることで、診察終了後に会計を待たずに帰宅できます

### ■利用方法

#### ●スマートフォンをお持ちの方

- ① 2次元コードから専用アプリ「Sma-Pa」をダウンロード
- ② 「Sma-Pa」に利用する病院とクレジットカード情報を登録
- ③ 来院し、自動受付機等で診察の受付
- ④ 院内の後払い受付機で同院受診券をスキャンし、表示された2次元コードを「Sma-Pa」で読み込み、スマホ受診券を作成
- ⑤ 後払い受付機でスマホ受診券を読み込み → その日の会計の後払い受付が完了
- ⑥ 医療費の決済結果は当日午後9時頃に通知



#### ●スマートフォンをお持ちでない方

- ① 来院し、自動受付機等で診察の受付
- ② 院内の後払い受付機で受診券を読み込み
- ③ 後払い受付機でクレジットカード情報を登録 → その日の会計の後払い受付が完了
- ④ 医療費の決済結果は、当日午後9時以降に後払いのウェブサイトへアクセスし、確認

#### ■注意事項

- ・領収書や明細書の発行は後払い受付機で行えるほか、「Sma-Pa」や後払いのウェブサイトからダウンロードできます
- ・医療保険適用外の診療等後払いを利用できない場合があります

◎ 次回の受診からは後払い受付機でスマホ受診券または受診券を読み込むだけで、その日の会計の後払い受付が完了します。



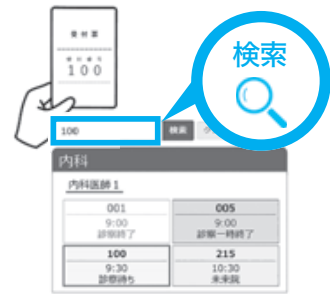
## 2. 外来の診察状況をスマートフォン等で確認できます

同院HPでは、スマートフォン等で外来の診察状況を確認できます。

- ※一部の診療科を除きます。
- ※診察状況等によって順番が前後する場合があります。



① 「現在の診察状況はこちら」をクリック



② 受付票に記載の3桁の受付番号を入力

子宮頸がんの原因となる、ヒトパピ

9価のHPVワクチンが公費で接種できるようになりました

● 助成額 上限9万円 問健康課(にこふる) ☎35・0157 他対象者申請方法等詳しくは市HP

公的医療保険が適用される生殖補助医療(体外受精、顕微授精、男性不妊治療)及び併用して実施する先進医療に対して、治療費自己負担額の一部を助成します。

生殖補助医療費の自己負担額の一部を助成します

健康・福祉・年金

5868へ

▼ 共通 ■ 任期 3年 申6月1日 ⊕ 30日 ⊙ に推薦書または応募届出書を農業委員会事務局(藤島庁舎) ☎64・5868へ

▼ 農地利用最適化推進委員 定31人(担当地区あり) 内農地移動等の調整現地調査等 ■ 報酬月額 4万円

▼ 農業委員 定20人 内農地移動等の審議、農地の利用調整、現地調査等 ■ 報酬月額 4万3,000円

市政





マスク着用のルールが変わる前夜にこの原稿を書いている。運転手さんと市役所へ向かう車内の時間、当人はマスクは着用しようかな、市役所に入ったら外して過ごそう。個人の判断なのだから、などと考えてみる。医療機関や高齢者施設を訪問するとき、混雑した電車やバスに乗車するとき、マスクを着用することが推奨されており、私の様に様々な場所を訪問する人は、当面はマスクを持ち歩く必要があるだろう。一方で、着用拒否が裁判にもなった航空機内でも個人の判断となるなど、着用しない場面が増えることは間違いない。

ネクタイの着用も個人の判断で。鶴岡市役所ではこれまで5月〜10月のクールビズ期間に限定してノーネクタイなどの軽装を認めていた。これを通年にすべく、この1月から3月まで試行的な取り組みを実施した。私も状況に応じてネクタイを着用したり、しなかったり、特に困ることはなかった。働きやすい服装は市民サービスの向上にもつながるはずだ。また、鶴岡シルクをまとうなど、自由な服装の中で、地域の特色をアピールしてくれた頼もしい職員もいた。3月6日、市議会3月定例会一般質問最終日のお昼休みの時間のこと。黄金地区の皆さんが市議会の各会派・議員の皆さんの控室を訪ね、地域の要望を伝え歩いた。その要望とは、旧鶴岡病院の解体撤去。3月定例会に市当局が市議会に提案した、病院の解体と人工芝サッカー場の整備を進めることについて、賛成してほしい、というものだった。県立の旧鶴岡病院は、旧黄金村時代の昭和27年の開院から、平成27年

3月に県立こころの医療センターとして茅原地区に移転するまで、60年以上にわたって運営されてきた。建物の解体撤去については、閉院前から課題として認識され、積み残しとなっていたものだった。県の基本的な考え方は、「建物の解体費用等を病院事業局単独で捻出することは極めて困難」であり、地域住民等からの不安の声を踏まえ、本市との間でどのような解決策があるか、協議が続けられてきた。

3月定例会に山形県と協調して提案した事業スキームは、①病院の土地・建物を県が市に無償譲渡し、②解体費(約13億円)の2分の1を県が負担する、③その上で、市がサッカー場を整備するというもの。この解体に当たって過疎債を活用することで、市の実質的な負担は解体費約13億円の15%(約1.95億円)まで圧縮することができる。

この過疎債は施設の解体のみでは活用できず、解体後の跡地利用がある場合に活用できる起債(借金)であり、起債償還額の7割が交付税措置される。人工芝サッカー場についても、過疎債の活用等により整備費約10億円の内、市の実質負担は約2.82億円に圧縮される。

県には、これまで何度も解体を要望してきたが、残念ながら早期に解体しなければならぬ義務があるわけではない。県と市が協調した今回の提案が成立しない場合には、いわゆる塩漬けとなるのが強く危惧された。引き継いだ宿題に答えを出すべく、私は、県と市が合意した現実的解決策への理解を粘り強く求めた。

皆川 治

ローマウイルス(HPV)の感染を防ぐワクチンの9価HPVワクチン(シルガード®9)が、4月から公費で接種できるようになりました。

健康課(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課へ

早目に風しんの抗体検査・風しんの定期予防接種を受けましょう

風しんの定期予防接種の対象者には、風しんの抗体検査及び風しんの定期予防接種の無料クーポン券を3月に送付していただきます。早目に受検または接種してください。既に検査や接種を受けた方は、再度受ける必要はありません。

昭和37年4月2日〜54年4月1日生まれで抗体検査を受けていない男性  
健康課(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課へ 他市HP

4種混合ワクチンの定期予防接種対象年齢が拡大されます

百日せきによる乳児の重症化予防のため、4月から、4種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)定期予防接種の対象年齢を生後3か月以上から生後2か月以上に拡大して実施します。

健康課(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課へ

市HP

高齢者肺炎球菌定期予防接種のお知らせ

肺炎の発症や重症化を防ぐため、肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。

未接種で次のいずれかに該当する方  
①4月2日〜来年4月1日に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方  
②60歳〜64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある身体障害者手帳1級の方

助成額 4,000円 健康課(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課へ 他対象者には通知。生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり(要事前申請)

がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費の一部を助成します

助成金額 医療用ウィッグ:2万円または購入経費の2分の1のいずれか低い額 乳房補整具:1万円または購入経費の2分の1のいずれか低い額  
健康課(にこふる) ☎25・273  
1 他対象者・申請方法等詳しくは市HP

重粒子線がん治療の費用の一部を助成します

山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受ける方を対

象に、治療費の助成を行います。

■助成金額 公的医療保険が適用とならない重粒子線がん治療の費用から、先進医療特約保険等の費用を差し引いた額 〇健康課(にこふる) ☎25・2731 〇対象者・申請方法等詳しくは市HP



### 妊婦歯科健診が始まります

妊娠中は免疫力が下がり、虫歯が増えたり、歯肉炎にかかりやすくなったりします。早期発見のためにも歯科健診を受けましょう。

〇市内に住所があり、4月1日以降に妊娠届出をした方 〇健康課(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課へ 〇市HP

### 将来の胃がん予防のために 中学生胃がん予防事業

胃がんの原因であるヘリコバクター・ピロリが体の中に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施します。詳しくは学校を通じてお知らせします。

〇本市に住民登録がある中学2年生 〇健康課(にこふる) ☎25・2731

### 令和5年度の特定健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上になる国民健康保険(市国保)及び後期高齢者医療保険の加入者に受診券

を送付しています。ただし、かかりつけ医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。

▼特定保健指導 市国保加入者で、特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内を送付します。

▼共通 〇健康課(にこふる) ☎25・2731、本所国保年金課 ☎35・1292または各地域庁舎市民福祉課へ

### リフト付きタクシーを利用する方へ助成券を交付します

〇市内在住で次の全てに該当する方  
①65歳以上または40歳〜64歳で要介護認定を受けている ②市民税非課税  
③通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠 〇医療機関への通院や入退院のため、リフト付きタクシーを利用する場合に、1枚当たり300円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 〇身分証明書(マイナンバーカード・保険証等)をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ

### 紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

■募集要件 ①鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ②紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること

と(紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須) ③市内一円に配達可能であること 〇業務開始 9月配達分から 〇5月12日〇まで本所長寿介護課 ☎29・4180へ

### 日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 〇65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難な一人暮らしの方等(要介護2以上または認知症自立度Ⅱa以上)  
▼電磁調理器 〇65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等(介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト該当者または要支援1以上)

▼共通 〇身分証明書(マイナンバーカード・保険証等)をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ

### 運動を取り入れた介護予防活動を支援します

住民が主体となって介護予防や生きがいづくり等のために「通いの場」を設け、室内での運動を主とした活動をする場合に補助します。

〇活動実施期間 4月1日〇〜来年3月31日〇 〇月2回以上、1回30分以上の運動を含むおおよそ1時間30分の介護予防活動を行う65歳以上の市民5

人以上の団体 〇補助対象経費 講師謝礼、コピー代、会場使用料等 〇補助金額 〇参加者数10人以上：年間5万円 〇参加者数5人〜9人：年間2万5,000円 〇4月3日〇〜28日 〇に本所長寿介護課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ 〇申請書類等は市HPからダウンロード可

### はり、きゅう、マッサージ等 施術費の一部を助成します

〇70歳以上の方 〇市と協定を結んでいる、はり・きゅう・マッサージ師等から施術を受ける場合に、1回当たり1,000円の助成券を年6枚、10月以降の申請については年3枚交付(申請は年1回) 〇身分証明書(保険証・運転免許証等)をお持ちの上、本所長寿介護課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ 〇鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます(学区コミュニティセンターを除く)

### 認知症高齢者等 見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときに介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者などの見守りや話し相手等を行います。

〇市内在住の認知症高齢者等(65歳以上の方または40歳〜64歳の要介護認定を受けている方)で日常生活自立度がⅡa以上の方 〇利用上限 1か月当



新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

たり80時間まで **費**1時間200円  
 (生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増し) **申**各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所長寿介護課 **☎**29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ **他**事前担当のケアマネジャーに要相談

### 困りごとなど気軽に相談ください 民生委員・児童委員委嘱のお知らせ

次の方が委嘱されました。(敬称略)  
 ▽第2民生区(第2学区)：太田孝二(大東町東) ▽第6民生区(第6学区)：工藤照治(みどり町3区)、佐藤誠(淀川町) ▽第14民生区(西郷地区)：阿部くに子(下川中一部・下川下・学校前) ▽羽黒地区(羽黒地域)：齋藤由美子(増川新田・山荒川・東荒川)、林裕子(昼田・富沢・黒瀬)  
**岡本所福祉課 ☎35・1252**

### 障害者手帳の交付・居住地変更

障害の内容や程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。  
 また、手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は居住地変更届が必要です。

▼**身体障害者手帳** **対**手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方  
 ▼**療育手帳** **対**発達期に知的機能の障

害が見られ、日常生活に制限のある方  
 ▼**精神障害者保健福祉手帳** **対**精神の疾患があり、日常生活に制限のある方  
 ▼**居住地変更届** **対**手帳、マイナンバーカードまたは通知カード  
 ▼**共通** **岡本所福祉課 ☎35・1273** または各地域庁舎市民福祉課へ

### 国民年金からのお知らせ

▼令和5年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万6、520円です(年間保険料は19万8、240円)  
 ▼**保険料の前納制度や当月口座振替(早割制度)が**お得です 保険料1年分を一括で5月1日①までに納付すると納付額は19万4、720円(3、520円割引)です。また、その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額50円割引されます。  
 ▼**共通** **岡鶴岡年金事務所 ☎23・5040**、**本所国保年金課 ☎35・1294** または各地域庁舎市民福祉課へ **他**日本年金機構HP

### 子育て・教育

▼**一時預かり・病児保育をご利用ください**  
 ▼一時預かり 保護者が、一時的に家庭での育児が困難な場合に、実施施設で子供を保育します。保育時間や料金

等は各施設で異なりますので、直接お問い合わせください。

▼**保育時間** 午前8時～午後5時30分(平日(4時間)の利用も可) **費**3歳未満：1日2、600円、3、000円、3歳以上：1日1、500円、2、000円(半日利用の場合は半額)  
**他**実施施設や予約方法等詳しくは市HP

▼**病児保育** 病気やその回復期の子供を保護者が家庭で見ることができない場合に、看護師・保育士のいる施設で一時的に保育します。予約の有無、受入時間等は各施設で異なりますので直接お問い合わせください。

▼**実施施設** ちわら菜の花こども園内はなな、南部保育園らっこルーム  
 受入時間 午前8時～午後6時(日曜日、祝日、年末年始を除く) **対**小学生6年生まで **費**1日2、000円(別途給食費) **他**市HP  
 ▼**共通** **岡各施設または本所子育て推進課 ☎35・1291**へ

### 税・生活・その他

#### 固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

▼**縦覧制度** 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます **対**

納税者、納税者の代理人、納税者と同一世帯の家族

▼**閲覧制度** 納税義務者は、固定資産課税台帳(名寄帳)を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます **対**納税義務者、納税義務者と同じ世帯の家族、納税管理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼**共通** **岡**4月3日①～5月31日②  
**岡本所課税課または各地域庁舎市民福祉課** **費**課税台帳の写しの交付は1枚400円 **対**本人確認書類(代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要) **岡本所課税課 ☎35・1178**

#### 正社員化促進事業奨励金を支給します

市内に在任・勤務する50歳未満の非正規雇用労働者の方を正社員に転換し、6か月間継続して雇用した事業所に対し、奨励金を支給します。

▼**支給金額** 1人7万5、000円、20万円 **岡本所商工課 ☎35・1299** **他**支給要件等詳しくは市HP

#### 鶴岡への就職・採用を応援します

▼**U・イターン就職活動交通費等支援事業補助金** **対**対象経費 市外在在の大学生等が、市内事業所を対象とした就職活動で本人が支払いした交通費と宿泊費 **費**補助金額 対象経費の2分

の1以内 申来年3月31日④まで申請書等を本所商工課☎35・1299に郵送 他市HP

▼オンライン採用活動支援事業補助金  
■対象経費 市内の中小事業主が新規学卒者等を正社員として雇用するために行うオンラインでの採用活動に係る経費 ■補助金額 対象経費の2分の1以内(上限20万円) 他市HP

崖地の崩壊等、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅から安全な場所に住宅を移転するために必要な経費の一部を補助します。ご希望の方は移転する年の前年度8月までにご相談ください。

■補助金額 危険住宅の解体費用補助：最大97万5,000円 新たな住宅の建設・土地の取得にかかる借入金の子子補給：最大421万円  
■本所建築課☎35・1432

4月9日④〜22日⑤は  
春季火災予防運動

春先は空気が乾燥するため、たき火・たばこなどが原因の火災が全国各地で多発しています。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。  
■消防本部予防課☎22・8332

大雨特別警報を想定した  
情報伝達訓練を実施します

大雨による特別警報が発令された場合に備え、情報伝達訓練を実施します。訓練当日は、防災行政無線によるサイレンやアナウンスの放送、市全域で携帯電話に緊急速報メールが送信されますが、災害と間違えないように注意してください。

■4月28日④午前9時45分 配信方法 緊急速報メール、防災行政無線、各種SNS 本所防災安全課☎35・1204 他市HP

春の山菜採りシーズンを迎えます  
山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。  
▽1人で出掛けない ▽行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する ▽携帯電話等の通信手段を確保する ▽道に迷ったらむやみに動き回らない ▽早く出掛けて早く帰る  
また、ダニが媒介するウイルス感染症への対策として、山に入る際は長袖を着用するなどしましょう。

■本所防災安全課☎35・1204

農産物の販路拡大に向けた  
チャレンジを支援します!

■商談会参加、PR資材制作など農産物等の販路拡大に向けた新たな取り組み  
■メニュー ①販路拡大支援メニ

ユー ②PR資材制作メニュー ■補助金額 補助対象経費の2分の1以内 本所農政課☎35・1295 他市上限金額等詳しくは市HP

農作業中の事故に  
注意しましょう

乗用型トラクターの転落・転倒による死亡事故が多発しています。シートベルト・ヘルメットの着用、公道走行時の法令順守を徹底しましょう。安全のため、次のことに留意してください。  
▽ほ場周辺で減速、危険箇所の迂回ルートを設定 ▽道路路端や曲がり角の草刈り、路肩補強 ▽安全フレーム付きトラクターの使用 ▽各種保険加入を 本所農政課☎35・1297または各地域庁舎産業建設課へ

農業者向けの補助金、講座等をご案内  
つるおか・アグリメール

■配信日 不定期 ■配信者 本所農政課 ■登録方法 件名に「メール配信希望」、本文に氏名、住所、電話番号を明記し、同課に電子メールまたはFAX25・8763を送信 同課☎35・1295

農林水産業の6次産業化に  
取り組んでみませんか

■鶴岡産の農林水産物を活用し、農林水産業の6次産業化等に取り組む事業 ■補助金額 事業費の3分の2以内(上限15万円) 申4月21日④まで本

所農政課☎35・1295または各地域庁舎産業建設課へ 他市HP

森林法により義務付けられています  
伐採には届出が必要ですよ

森林の立ち木を伐採するときは、伐採を始める90日前から30日前までに届出をすることが義務付けられています。届出をしないと罰金が科せられる場合があります。また、伐採や造林が完了したときは、森林の状況報告を行うことも義務付けられています。

下川及び湯野浜地区で実施します  
松くい虫防除作業にご協力を

松くい虫被害は放置すると広範囲に拡大するおそれがあるため、被害木の伐採を6月上旬まで、薬剤散布を5月下旬〜6月上旬に行う予定です。該当地区の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間もないヒナを見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、保護をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。  
■本所農山漁村振興課☎35・1298 または各地域庁舎産業建設課へ



新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

### 4月15日⑤～5月14日⑥は「みどりの月間」 緑の募金にご協力ください

緑の募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に有効に活用されています。皆さんのご協力をお願いします。また、緑化事業を行う団体への交付金制度による助成を予定しています。

■本所農山漁村振興課 ☎35・1298  
または各地域庁舎産業建設課へ

### 「火の確認 山を愛する あなたのマナー」 山火事注意！ 多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・たばこ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による森林の焼失を防ぎましょう。

■本所農山漁村振興課 ☎35・1298  
または各地域庁舎産業建設課へ

### 廃棄物等を屋外で燃やす野焼きは法律で禁止されています

野焼きは大量の煙や臭いを発生させ、近隣の生活環境に支障を来すことに加え、火災の原因にもなり大変危険です。野焼きは犯罪であり、行った者には懲役または罰金が科せられます。また、基準に満たない焼却炉での廃棄物の焼却も野焼きに該当しますので、ご注意ください。

■野焼きに関する相談…本所環境課 ☎35・1247  
火災の場合…☎119

### 住宅等の浄化槽を設置・交換する方へ

次のおり補助します（公共下水道及び集落排水処理計画区域を除く）。

▼合併処理浄化槽の設置 鶴岡地域、羽黒地域で合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。その他の地域については、市が設置します

▼単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への交換 単独処理浄化槽・汲み取り便槽を合併処理浄化槽に交換（新築・建替えは対象外）する方に、補助金を交付します

▼排水設備工事の実施 単独処理浄化槽・汲み取り便槽を合併処理浄化槽に交換（新築・建替えは対象外）すると同時に、排水設備工事を行う方に、補助金の交付または融資あつせん及び利子補給を行います

▼共通 ■上下水道部下水道課 ☎25・5860 ■他対象区域・補助金額等の詳細はお問い合わせください

### 井戸水などの使用者で下水道を使用する方へ

井戸水や湧き水をお使いの場合は、原則としてメーターを設置していただきますが、設置が難しい場合は次のように認定します。

▽井戸水や湧き水のみを使用している場合…1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数を乗じて使用水量を認定  
▽上水道と井戸水等を併用している場

合…上水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定  
世帯人数に変更があつた場合は速やかに届け出てください。

■上下水道部お客さまセンター ☎23・7609

### 下水道用自己メーターの 適正管理について

下水道料金の減算・加算用自己メーターは計量法によつて有効期限が8年に定められています。期限が切れる前に交換や撤去などをお願いします。既に期限が切れている場合は、早急にご対応ください（交換費用は自己負担）。また、違法な接続は処罰される場合がありますのでご注意ください。

■上下水道部お客さまセンター ☎23・7610

### 狂犬病予防注射は毎年春（4月～6月）に受けましょう

飼主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。6月までに動物病院等で接種してください（温海地域以外は集合注射中止）。  
▼狂犬病予防注射には、3月に発送した注射案内はがきが必要です

▼犬を飼う場合は市への登録が必要です（新規登録料金3,000円） 他市区町村から転入した方は、前登録地の鑑札をお持ちの上（紛失の場合は鑑札再交付料1,600円）、市役所へ  
▼共通 ■健康課（にこふる） ☎35

・0146または各地域庁舎市民福祉課へ

### マイナンバーカード用電子証明書の発行等業務を停止します

システムの更改作業に伴い、4月29日④～5月7日⑥は窓口におけるマイナンバーカード用電子証明書発行等に関する全ての業務を停止します。

■停止する業務 マイナンバーカード用電子証明書の発行、失効及び更新等  
■本所市民課 ☎35・1194または各地域庁舎市民福祉課へ ■他市HP

### 町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同じ地域に住む人たちが助け合い、住みよい地域を作るための組織で、住民同士の親睦、ごみステーションの設置や清掃及び広報の配付等も行っています。加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本所コミュニティ推進課 ☎35・1203または各地域庁舎総務企画課にお問い合わせください。

### 住居表示実施地区で建物を 新築・改築した方は届出を

■新築等届出書に案内図2部、配置図1部、平面図1部を添付して本所市民課 ☎35・1194へ ■他実施地区等詳しくは市HP

